

第29号議案

足立区立保育所における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成21年2月23日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区立保育所における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

足立区立保育所における特別保育の実施に関する条例（平成14年足立区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）一時延長保育

第2条第2項中「保育を」を「保育であって、月を単位として利用を申し込むものを」に改め、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 一時延長保育とは、通常の保育時間を一時的に超えて行う保育であって、日を単位として利用を申し込むものをいう。

第4条中「区長は、」の次に「特別保育の対象となる児童の保護者から」を加え、「月、日又は時間を単位として」を削る。

別表延長保育の部中「午前7時30分」を「午前7時30分まで」に改め、同部の次に次のように加える。

一時延長	午前7時から午前7時30分まで	すべての階層	日額 400円	日額 600円
	午後6時30分から 午後7時30分まで		日額 800円	日額 1,200円

保育	午後 7 時 30 分から 午後 8 時 30 分まで	日額 1,200 円	日額 1,800 円
	上記利用料に加えて、食事の提供を受けた者にあっては、その費用として規則で定める額		

付 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

一時延長保育を実施する必要があるので、この条例案を提出いたします。